

お い お

第1号

平成14年11月5日

【発行者】
北九州市
折尾総合開発事務所

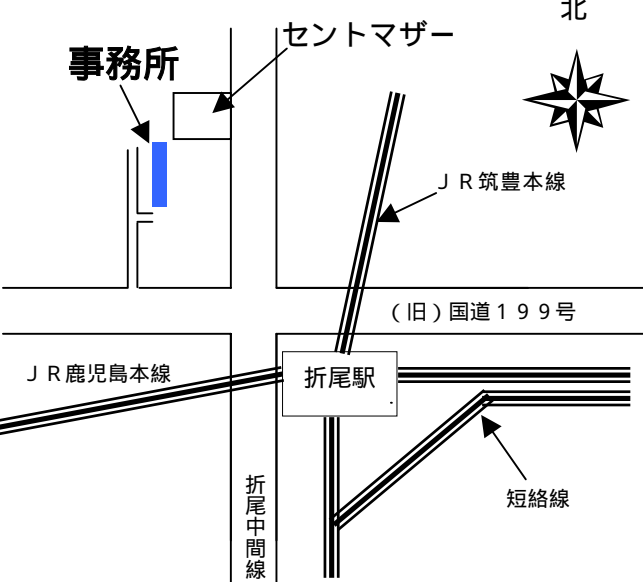
完成予想模型を製作中

区画整理予定区域の完成予想模型が十一月二〇日に完成する予定です。
事務所一階に展示します。

左記の時間でご覧ください。

- ・ 祝日を除く、月～金曜日
- ・ 8時30分～17時まで

(左の写真は、展示する模型と異なりま
す。)



このたび、折尾地区の総合整備事業
《鉄道連続立体交差、都市計画道
路、区画整理》に関する情報を関係者
のみなさんに発信するため、広報「お
いお」を発行することになりました。
事業に対するみなさんの声も反映
した紙面にしたいと思っています。
なお、事務所では引き続き事業に関
する説明・相談を受けています。
また、戸別に訪問説明も行っていま
すので、お気軽に下記までご連絡く
ださい。



地域のみなさまと共に

所長 吉田 守行

4月に事務所長として着任した吉田で
ございます。小倉南区の徳力区画整理事
業に十一年間携わってきました。この経
験を活かして、地域のみなさまと共に、
住みよい折尾のまちづくりに取り組んで
いきたいと思っています。

折尾については以前、近郊に住んでい
たこともあり、非常に愛着があります。

しかし、鉄道が町を分断し交通渋滞の
多いところと感じていました。まちづく
りの事業を進めるに当たっては、ひとり
でも多くの方に理解を深めていただくこ
とと、私どもとみなさまとの信頼関係が
重要と考えています。事業に関する質
問や疑問がありましたら、お気軽にお立ち
寄りください。

今後とも、みなさまの事業に対するご
理解と、ご協力が得られるよう職員一同
努めてまいります。
今後ともよろしくお願ひ致します。

事務所の近況

新事務所に移ってから約三ヶ
月になりました。
現在、所長以下7名(事務2、
技術5名)のスタッフで折尾のま
ちづくりに取り組んでいます。
左の写真は事務所前で撮影し
ました。

ご覧のとおり、男所帯でワイワ
イヤっています。
どうぞよろしくお願ひします。

(後列、左から二番目が吉田所長)



【連絡先】

北九州市建築都市局折尾総合開発事務所

住所：〒807-0864 北九州市八幡西区折尾四丁目8番18号 (旧折尾警察署跡)

電話：(093)-602-3108 FAX：(093)-602-3128

e-mail：oriosebijimusyo@joy.ocn.ne.jp

裏面もご覧
下さい。

折尾のまちづくり 4つの柱

鉄道の連続立体化

折尾駅周辺の鉄道を移設・立体化することで交通渋滞の原因となっている踏切9箇所をなくします。

また鉄道3線(鹿児島本線、筑豊本線、短絡線)のホームを一体化することにより、利用しやすい駅にします。

幹線道路等の整備

鉄道の連続立体化とあわせて、折尾地区の骨格となる幹線道路を整備します。これにより慢性的な交通渋滞の解消と駅へのスムーズな行き来が可能となります。さらにバリアフリー化した安全で快適な歩道になります。

駅前広場の整備

新たに北側駅前広場を整備し、既存の南側駅前広場を再整備することで鉄道とバスなどの乗換えをスムーズにするなど、交通ターミナルの機能を強化します。また拠点駅にふさわしい駅前広場にします。

市街地の面的整備

住宅が密集し、道路がせまく災害時などに緊急自動車が出入りできないなどの防災上の課題を解決するため、駅南側地区で「区画整理事業」を行い、すべての宅地が接する生活道路や、公園などの公共施設を整備して住みよいまちにします。

Q & A

あなたの疑問にお答えします。

Q1. 反対者がいても事業を行うのですか？

折尾地区のまちづくりを行うためには、
鉄道の連続立体化 幹線道路等の整備
駅前広場の整備 市街地の面的整備
を総合的に行うことが必要です。

このため、平成14年1月より現地事務所を開設し、多くの地権者や住民の方に説明等を行ってきました。今後も引き続き、きめ細かく説明等を行いながら、みなさんのご理解、ご協力を得られるように努めます。

Q2. 「区画整理」という方法しかないのですか？

駅の南側地区は鉄道と道路が平面交差し、市街地が複雑に分断されており、せまい駅前広場のために慢性的な交通渋滞が発生しています。また、救急車や消防車が入れない道路や、住宅の密集により延焼の危険性や家の建替えが困難な地区があるなど、防災上の課題があります。

これらの課題を解決するためにも鉄道と、道路整備にあわせて面的な総合整備が可能な「土地区画整理」の手法が最適と考えています。

Q3. 私の家が移転となればいつ頃になりますか？

各事業計画に基づいて、詳細な工事工程を検討したいと思います。現時点においては、詳細な移転時期は未定ですが、移転をお願いする場合はできるだけ早い時期にお知らせします。

Q4. 建物等の補償の手続きはどうなりますか？

事業によって建物等が移転となる場合、その建物等の調査をさせていただいた後に損失補償基準に基づいて補償金の積算を行います。

その後、施行者(北九州市)から補償額の提示を行い、内容や金額等の合意に基づいて補償契約を結びます。

補償金の支払いは、一般的に補償契約後1/2、建物等撤去後に残りが支払われることとなります。

Q5. 高齢のため家を探したり、建替えなど面倒なことはしたくないのですが？

移転や建替えなどに関することは、皆さんの意向や、考えが重要ですので通常はご自分でしていただくこととなります。しかし、ご相談があれば施行者としても情報の提供など、お世話させていただくことも可能です。